

2020年10月30日

各位

宮城県石巻市西浜町1番地2
更生会社 株式会社ヤマニシ
管財人 松嶋 英機
管財人 出本 政徳

更生計画案提出に関するお知らせ

当社は、2020年2月17日に、東京地方裁判所より更生手続開始決定を受け、以後事業の更生に向け取り組んでまいりましたが、本日、東京地方裁判所へ更生計画案を提出いたしましたのでお知らせいたします。

なお、更生計画案の概要は、下記のとおりです。

今後は、関係各位のご支援とご協力を頂きながら、年内を目処として東京地方裁判所から更生計画認可決定を得たいと考えております。

記

1. 今後の体制

新たな経営体制構築の一環として、既存の株式の無償取得及び消却を行った上で新たに募集株式の発行を行うこととし、地元石巻地域を中心にお取引先その他の有力な企業の皆様から出資を頂く予定です。

更生計画認可決定後は、管財人出本政徳が一旦代表取締役社長を兼務いたしますが、必要に応じて当社の長期的な事業の再生を担う経営者を招聘することも検討しております。また、新たに、株式会社小笠原新聞店代表取締役社長、石巻コミュニティ放送株式会社代表取締役社長及び石巻商工会議所の副会頭を務める小笠原秀一氏を社外取締役(非常勤)として選任する予定です。

なお、従前お伝えしておりますとおり、当社は、収益の確保・向上が見込まれる船舶修繕事業及び鉄構造物製造事業を中心として、自主的に事業を再建することとしておりますが、さらに経営基盤を強化するため、更生計画認可決定後、事業利益が安定した頃を目処にスポンサー選定を再開することも検討しております。

2. 更生担保権及び更生債権の弁済

事業収益金、保有現預金、その他非事業用資産の売却代金及び募集株式発行による払込金額を原資として、債務(更生担保権及び更生債権に係る債務)を弁済いたします。

更生担保権については、本社工場への担保権については2021年から2027年まで全7回の分割弁済とし、その他処分対象資産等に係る更生担保権については資産処分等により迅速に弁済を行っていく予定です。また、一般更生債権については、50万円以下の部分については100%弁済、50万円超500万円以下の部分については15%弁済、500万円超1000万円以下の部分については10%弁済、そして1000万円超の部分については2.5%弁済として残額を免除頂くこととし、2021年から2023年まで、全3回の分割弁済を行う予定です。

3. スケジュール

今後、東京地方裁判所における更生計画案を決議に付する旨の決定を経て、更生担保権者及び更生債権者各位に、更生計画案が送付されることとなります。更生計画案の決議に関するスケジュールにつきましては、当該決議に付する旨の決定において定められる予定です。

当社は、更生手続により、引き続き不退転の決意をもって当社事業の再建に取り組んでまいり所存でございますので、関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先：更生対策室】

- ・ 開設時間：平日9時～17時
- ・ 電話番号：0225-82-5555
- ・ FAX 番号：0225-83-2713
- ・ メールアドレス：soumu01@yamanishi-miyagi.co.jp

以 上